2025 年 12 月 11 日

予備令７－３

次の対話は，政教分離に関する教授と学生の対話である。教授の各質問に対する次のアからウまでの学生の各回答について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No. 5］）

教授．憲法第２０条第１項の「宗教団体」，憲法第８９条前段の「宗教上の組織若しくは団体」の意味について，最高裁判所はどう解していますか。

ア．これらは同義であり，特定の宗教の信仰，礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体と解しています。

教授．では，神社に対する玉串料としての県による公金支出が問題となった事案では，最高裁判所は，これが憲法第２０条第３項の「宗教的活動」に当たるか否かについて，どのような判断をしましたか。

イ．靖国神社及び護国神社が挙行した例大祭等への玉串料等の奉納は，県が特定の宗教団体の挙行する重要な宗教上の祭祀に関わり合いを持ったことは否定できないが，遺族援護行政の一環として，戦没者の慰霊及び遺族の慰謝という世俗的な目的で行われた社会的儀礼にすぎないものであるから，宗教的活動には当たらないと判断しました。

教授．市が市有地を無償で宗教的施設の敷地としての利用に供している行為について，憲法第８９条違反が問題となった事案では，最高裁判所はどのような判断をしましたか。

ウ．宗教的施設への市有地の利用提供行為は，市が特定の宗教上の組織との間にのみ意識的に特別の関わり合いを持つものであり，一般人に対し市が特定の宗教に特別の便宜を与えているとの印象をもたらすものであるから，その行為の目的及び効果に鑑み，憲法第８９条に違反すると判断しました。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　４

肢ア

特定の宗教の信仰，礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体。信教の自由を保障するための制度的保障。政治裁量も尊重する必要があるので，目的達成の範囲で禁止すれば足りると理解できる。

最判平５．２．１６〔箕面忠魂碑訴訟・憲百選Ⅰ－４３第８版〕

肢イ

玉串料の奉納は，一般人から見て，社会的儀礼とすることはできない。
したがって，憲法の禁止する，宗教的活動にあたるとしている。

最大判平９．４．２〔愛媛玉串料訴訟・憲百選Ⅰ－４２第８版〕

肢ウ

信教の自由の相当の限度を超えて，８９条に違反するかを判断する。
具体的には，経緯や，態様，一般人の評価など，諸般の事情に照らして判断する。
本件の限度を超えている。
無償貸出しをすれば，直ちに相当な関わり合いを越えるという話にはならない。
あくまでも総合判断。

本肢との関係では目的効果基準は使われてない。
目的が宗教的意義を有することが客観的に明らかだからである。

世俗的が，宗教的意義か争いがある場合に，目的効果基準を採用。
藤田裁判官の補足意見に指摘がある。

最大判平２２．１．２０〔空知太神者・憲百選Ⅰ－４４第８版〕

予備令７－５

旭川学力テスト事件判決（最高裁判所昭和５１年５月２１日大法廷判決，刑集３０巻５号６１５頁）に関する次のアからウまでの各記述について，当該判決の趣旨に照らして，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No. 9］）

ア．親は，子どもに対する自然的関係により，子どもの教育に対する一定の支配権を有すると認められるが，このような親の教育の自由は，主として家庭教育等，学校外の教育において現れるものの，そこに学校選択の自由は含まれない。

イ．普通教育における教師は，子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ，その個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし，教授の具体的内容及び方法について完全に自由な裁量を有する。

ウ．国は，国政の一部として広く適切な教育政策を樹立，実施し得る者として，憲法上，子ども自身の利益の擁護等のため，必要かつ相当と認められる範囲において，教育内容につき決定する権能を有する。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　７

肢ア

家庭教育と学校選択の自由も含まれる。

親が，子供のためにどの学校を選択するかの自由はある。

公立に生かせるか，私立に生かせるかは，親の選択が大きい。

最大判昭５１．５．２１〔旭川学テ事件・憲百選Ⅱ－１３３第８版〕

肢イ

完全に自由な裁量はない。子供の批判能力にも限界ある。教育権は国家にもある。

教育の自由も一定程度の制約をうける。

最大判昭５１．５．２１〔旭川学テ事件・憲百選Ⅱ－１３３第８版〕

肢ウ

教育権の所在，国民のみならず，国家にもある。子どもは，環境を選べない。

成長すれば，日本国民として国政を支える存在にある以上，国家を関心をもつべき。

最大判昭５１．５．２１〔旭川学テ事件・憲百選Ⅱ－１３３第８版〕

予備令７－７

憲法の意味や分類に関する次のアからウまでの各記述について，ｂの見解がａの見解の根拠となっている場合には１を，そうでない場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.13］から［No.15］）

ア．ａ．日本国憲法は，形式的意味での憲法に該当する。
　　ｂ．日本国憲法は，権力分立や権利保障に関する諸規定を有している。［No.13］
イ．ａ．日本国憲法は，立憲的意味の憲法あるいは近代的意味の憲法に該当する。
　　ｂ．日本国憲法の下には，国会が制定する皇室典範，国会法，内閣法，公職選挙法といった憲法附属法が存在している。［No.14］
ウ．ａ．日本国憲法は，硬性憲法に該当する。
　　ｂ．日本国憲法第９６条第１項前段は，「この憲法の改正は，各議院の総議員の三分の二以上の賛成で，国会が，これを発議し，国民に提案してその承認を経なければならない。」と規定する。［No.15］

正解　ア２，イ２，ウ１

肢ア

ｂ．日本国憲法は，権力分立や権利保障に関する諸規定を有している。

だから，

ａ．日本国憲法は，形式的意味での憲法に該当する。

つながない。形式的意味の憲法というのは，憲法典の問題で，内容の話ではないから。

内容については，実質的意味の問題になる。

肢イ

ｂ．日本国憲法の下には，国会が制定する皇室典範，国会法，内閣法，公職選挙法といった憲法附属法が存在している。

だから，

ａ．日本国憲法は，立憲的意味の憲法あるいは近代的意味の憲法に該当する。

つながらない，統治に関わる部分は固有の意味。立憲的意味，近代的意味は，人権の問題

肢ウ

ｂ．日本国憲法第９６条第１項前段は，「この憲法の改正は，各議院の総議員の三分の二以上の賛成で，国会が，これを発議し，国民に提案してその承認を経なければならない。」と規定する。

だから，

ａ．日本国憲法は，硬性憲法に該当する。

意味つながる。硬性憲法の具体例。

予備令７－１０

選挙権及び選挙制度に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.22］）

ア．最高裁判所は，国民の選挙権行使の制限は原則として許されず，国には，国民が選挙権を行使できない場合，そのような制限なしには選挙の公正の確保に留意しつつ選挙権行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難でない限り，選挙権行使を可能にするための所要の措置を執るべき責務があるというべきであり，このことは，精神的原因によって投票所に行くことが困難な有権者の選挙権についても当てはまるとした。

イ．最高裁判所は，政見放送は民主政治の根幹をなす政治上の表現の自由に基づくものであり，いかなる政見放送であってもそのまま放送されるべきであるから，放送事業者が政見放送において用いられた差別的言動を削除したことは，当然に不法行為法上，法的利益の侵害に当たるとした。

ウ．最高裁判所は，１人別枠方式の意義は，衆議院議員選挙制度の変更に伴い，国政における安定性，連続性の確保を図るための暫定的な措置であるということにあると解されるから，その合理性には時間的な限界があり，新しい選挙制度である小選挙区比例代表並立制が定着し，安定した運用がされるようになった段階ではその合理性が失われるとした。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　３

肢ア

選挙権の内容に，選挙権の権利行使の自由を認める，自由選挙も含まれる。

国家は，権利行使を妨げるだけではなく，権利行使の機会を確保できるように環境整備をすべきである。事実上，不可能，著しく困難でない限りとしているのも，環境整備をしないと，権利行使できなくなるという意味で，重大は不利益がある。したがって，制約できる場面を限定していると理解できる。

また，精神的原因によって投票所に行くことが困難な，有権者の選挙権にもあてはまる。この者も，日本国民である以上，そのように解すべきである。

最判平１８．７．１３

なお，今回，直接は，聞かれていないが，不作為による国賠は否定している。

権利行使の機会を確保すべく環境整備が必要なのは，そうなのだが，国家の活動を必要とするので，ただち，違法とするのは問題。政治課題に気づいていない可能性があるから。

そこで，立法の処置を取るべきことが明白にも関わらず，長期にわたって怠った場合などに違法となる。本件の場合，身体障害者と異なって，精神障害者についての議論は，国会で上がっていない。したがって，違法とはいえない。

肢イ

政見放送，選挙制度の枠組みの中で行うべき問題。法律のルールの中で運用されるべきと理解すべき。削除は，公職選挙法１５０の２に基づくもの。

これは，全国の視聴者に対して，影響が大きいので，品位を損なう言動を禁止する点で合理的。そのまま政見放送できるという利益は，法的に保護された利益とはいえず，当然には不法行為とならない。

選挙活動の問題は，制度の枠内で行われるべき。

最判平２．４．１７　憲百選Ⅱ－１５５第８版

肢ウ

一人別枠方式：小選挙区の議席を４７都道府県に各１割り当てて，残数を人口割合で分ける方式。現在では採用されていない。

どのような選挙制度を採用するかは，法律できめるべき問題，立法裁量。

もっとも，この裁量は，羈束裁量である。

投票価値の平等は，平等選挙の一内容。数の平等だけではなく，価値の平等も保障。

したがって，法律も，投票価値が平等になるように制度設計しないといけない。

もっとも，平等は，絶対的平等ではなく，合理的区別を許容する相対的平等。

したがって，著しく不合理であれば，違憲となる。裏を返せば，合理性が認められれば合憲となる。

そして，一人別枠方式は，時の経過で合理性が失われる。

なぜなら，少数の地域の意見を国政に反映することが一人別枠方式の意味と考えられるが，国会議員は，「全国民の代表」（４３条）であり，地域の意見を国政に反映するという目的は憲法上読み取れない。むしろ，どこの地域の選出でも，日本国の全体のために，活動すべきものだからである。

もっとも，当然に合理性がないとするのも，混乱を招き問題である。

そこで，暫定処置の限りにおいて，一人別枠方式にも合理性があると考えられるからである。

このように，性質の合理性であるから，新しい制度が定着した段階において，一人別枠方式を採用することは，合理性を欠き，違憲となる。

最判平２３．３．２３　憲百選Ⅱ－１５１第８版

１９－１２

肢ア
　結社の自由。団体を作ることを想定すればよい。なにか、言論を発しているわけではない。

肢イ
　公共性が強ということは、法律で規制もしやすくなる。
　その結果、自由は制限される。

　結局、公益が自由を必要最小限制約する理由となる。

肢ウ
　政党国家であれば、政党のありかたが、政治体制に影響を及ぼすと考えられる。

肢エ
　政党法はない。結社の自由を保障する。規制をかけないようにする。
　他の周辺的なところで規制をかける。

１９－１３

肢ア

１項は、「侵略戦争」放棄

２項は、全面戦争放棄を採用

それを前提に、戦力にいたらない自衛力の保持は禁止してない。

肢イ

統治行為論。司法権の限界の問題。

法律上の訴訟というのは、司法権の概念の問題。

肢ウ

集団的自衛権は、認めた。解釈変更。